



「景観まちづくりワークショップ報告書」を ご覧ください

茨城県都市計画課



県では本年度、3つのモデル市（常陸太田市、ひたちなか市、龍ケ崎市）において、「景観まちづくりの手引き」を活用しながら「景観まちづくりワークショップ」を開催して、景観計画を策定するために必要となる作業を実践し、景観計画の策定に取り組みました。この報告書では、その過程において検討・実施された手法と、その手法を活用した結果導き出された景観計画について報告されています。

これを参考に景観行政団体への移行に弾みをつけ、地域特性にあった景観形成に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

「景観についての汎用的類型」の活用

この報告書で注目していただきたい章は、「景観計画策定の手法」を解説する第3章です。

この報告書では、3モデル市における実際の取組みを参考にさせていただくとともに、第3章でお示しする「景観についての汎用的類型」から、景観形成のきっかけをつかんでいただきたいと思います。

本章では、まず、景観計画を策定するにあたって、特に身近に多く存在し見慣れたものとなっている地域特性や景観特性をどのように客観的に把握し、どのように分析するのか、そしてその分析結果を良好な景観形成を推進するためにどのように活動することが望ましいのかといった景観の「見方、考え方、使い方」について、「景観についての汎用的類型」を示し解説しています。これは、歴史的街並み景観や観光資源等があるまちでも、取り立ててそのような保全・活用すべき景観がない、いわゆる普通のまちでも、「景観形成の手がかり」として使うことができるものです。今回、3モデル市において景観計画を策定する際にこれを活用しましたので、ぜひ、県都市計画課のホームページに掲載済みの報告書で詳細を確認してください。

お問合せ 茨城県土木部都市局 都市計画課 都市行政G
TEL 029-301-4579



景観はどこにでも存在しえるもの

景観は、その地域の自然や歴史、文化等が絡み合い紡ぎ出されたものです。そのため、たいへん個性的なものとして捉えられ、「汎用的」とか「遍在的」という言葉自体がなじまず、例えば、歴史的街並み等が存在して初めて「景観特性がある地域」と認識する方も多いでしょう。

しかし、同じ地方で、同じ時代を経てきた地域には、例えば、山地や森林、田園などの多くの遍在的な景観構成要素が存在するものです。これらは、いたる所に存在し鮮明な個性を発揮するものではないので、大切に保全・活用等されるべき景観と認識されにくいものと思われまます。

例えば、当該地域の景観を特徴付けているものがどこでも見ることができ「森林」であった場合を考えてみましょう。森林というものは、大なり小なり多く存在し、景観の主題となることよりも背景となることのほうが多いと感じることでしょう。しかし、あるものの背景となって全体の景観的魅力を高めるという重要な役割を担っています。このようなことにお気づきいただければ、どこでも見ることができ森林さえ、それ自体が保全・活用の対象としての景観となりえるということと、保全・活用の対象としての景観はどこにでも存在しえるということをご理解いただけたらと思います。

景観の「見方、考え方、使い方」について常に意識しながら、既に存在する景観のすばらしさを地域住民等に気付いてもらえるよう工夫した景観施策を推進してください。

景観についての汎用的類型

景観分類	特性	主な景観構成要素	景観の見方	景観の考え方	景観の使い方
			すでにある景観を、どのように客観的に把握するか	すでにある景観を、どのような働きをするものと分析するか すでにある景観に付け加えるもの、取り除くものは何か	すでにある景観を、どのように活用するか 将来の景観を、どのように形成していくか
自然景観	太古からほぼ変わらぬ姿を見せている。今後も基本的に保全すべきもの。	<ul style="list-style-type: none"> □山（個体、連続）、稜線 □森林、林（自然林、人工林） □斜面緑地 □谷、段丘（河川、海岸） □湖沼、河川、海岸 	<ul style="list-style-type: none"> ・存在するそれぞれの景観構成要素の全てを対象と捉えたり、個々に捉える必要はなく、目に付きやすい部分や、地形のポテンシャルが高く整備効果の高い部分を対象と捉える ・一見どこでも見られるような自然景観であっても、それらは気象や地形条件等により形成されるものであるため、他に二つとない地域の個性である場合が多い ・河川や海岸は、「線的な景観」としてではなく、それによって形成される地形等を含め「面的な景観」として捉える ・四季の移ろいが鮮明に感じられる対象と捉える 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観の主題となることよりも、背景となることのほうが多い、あるものの背景となって全体の景観的魅力を高める働きをする ・人々に対し、癒しや安らぎ、潤いを与える働きをする ・眺望景観を阻害する要素（大規模建築物、屋外広告物等）の有無を把握し、それらが在る場合には、除却又は遮蔽するための方策等を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・地形が特徴的な部分に添景となる人工物を設置し、その景観を楽しむための視点を整備する ・保全活動を促進し、住民の景観まちづくり参加の機会とする ・散策ルートや視点場となる休息スペースの充実を図り、自然環境に触れる機会を創出する
田園景観	古くから生活の場となってきた。	<ul style="list-style-type: none"> □集落 □屋敷林、生垣 □民家、門 □二次林、草地 □田畑、果樹園 □鎮守、鎮守の杜、祠、道祖神 □里山 □道路（集落道、農道）、水路 □漁港 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観を背景とし、人間が長い年月をかけて自然に働きかけたものとして捉える ・自然環境の保全と水源の涵養、文化の伝承等の役割を持つものとして認識する ・存在するそれぞれの景観構成要素の全てを対象と捉えたり、個々に捉える必要はなく、目に付きやすい鉄道や幹線道路の沿線におけるまとまりのある集落や田畑等を対象とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・人々の生産の場と暮らしの場が一体となって、景観を形成している ・建築物の形態や生垣などは、気象や地形条件により生じた特性を持っている ・既存の集落景観と調和しない要素（建物や屋外広告物等）の有無と影響の程度を把握する 	<ul style="list-style-type: none"> ・里山づくりなど森林や緑地の保全活動を促進する ・農業体験などを通じて都市と農村の交流を促進する場として活用する
都市景観	歴史の市街地	<ul style="list-style-type: none"> □町割り □民家、蔵、門 □城、寺社 □鎮守、鎮守の杜、祠、道祖神 □街道 □並木 □河川、水路 □遺構 	<ul style="list-style-type: none"> ・幾世代にもわたって主に地域の人々によって守り継がれてきた大切なものとして捉える ・一度失われてしまうと再生が困難なものであると認識する 	<ul style="list-style-type: none"> ・長い年月を経たことにより醸し出される重厚な風合いが魅力であり、地域の景観の主題としての働きをする ・現状においても商店街を形成している場合には、当該地域の活性化施策推進の中心としての働きをする ・建物や街並みを観る場合に、障害となる要素を抽出する ・屋外広告物の掲出状況を把握する 	<ul style="list-style-type: none"> ・見学会やイベントの開催など、地域の歴史や文化資源を生かすことにより、街並みを楽しみながら散策する場として活用する ・散策などを目的とした来訪者のために、景観に調和した街並み案内板や、それに連動した散策マップを作成する
	計画的市街地	<ul style="list-style-type: none"> □建築物 □植栽 □道路 □屋外広告物 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観構成要素が効率的にバランスよく配置され、機能的で整然とした街並みであることを認識する 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地が完成した時点が最も調和の取れた景観となっており、建替え時の景観の姿容に注意すべき ・屋外広告物の掲出状況、植栽・生垣の管理状況等を把握する 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能性や快適性を維持するため、地区計画や協定等の遵守を継続するシステムを構築する
	郊外市街地外縁	農地が低い密度で介在する市街地	<ul style="list-style-type: none"> □大型建築物（商業施設等） □植栽 □道路、鉄道 □屋外広告物 □漁港 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然・田園景観構成要素に都市景観構成要素が追加されていると捉える 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用規制等から、都市的景観構成要素が入る可能性があるゾーンを割り出し、色彩の調和等について景観誘導施策の立案を急ぐ